

# 平成25年度林野庁組織の概要

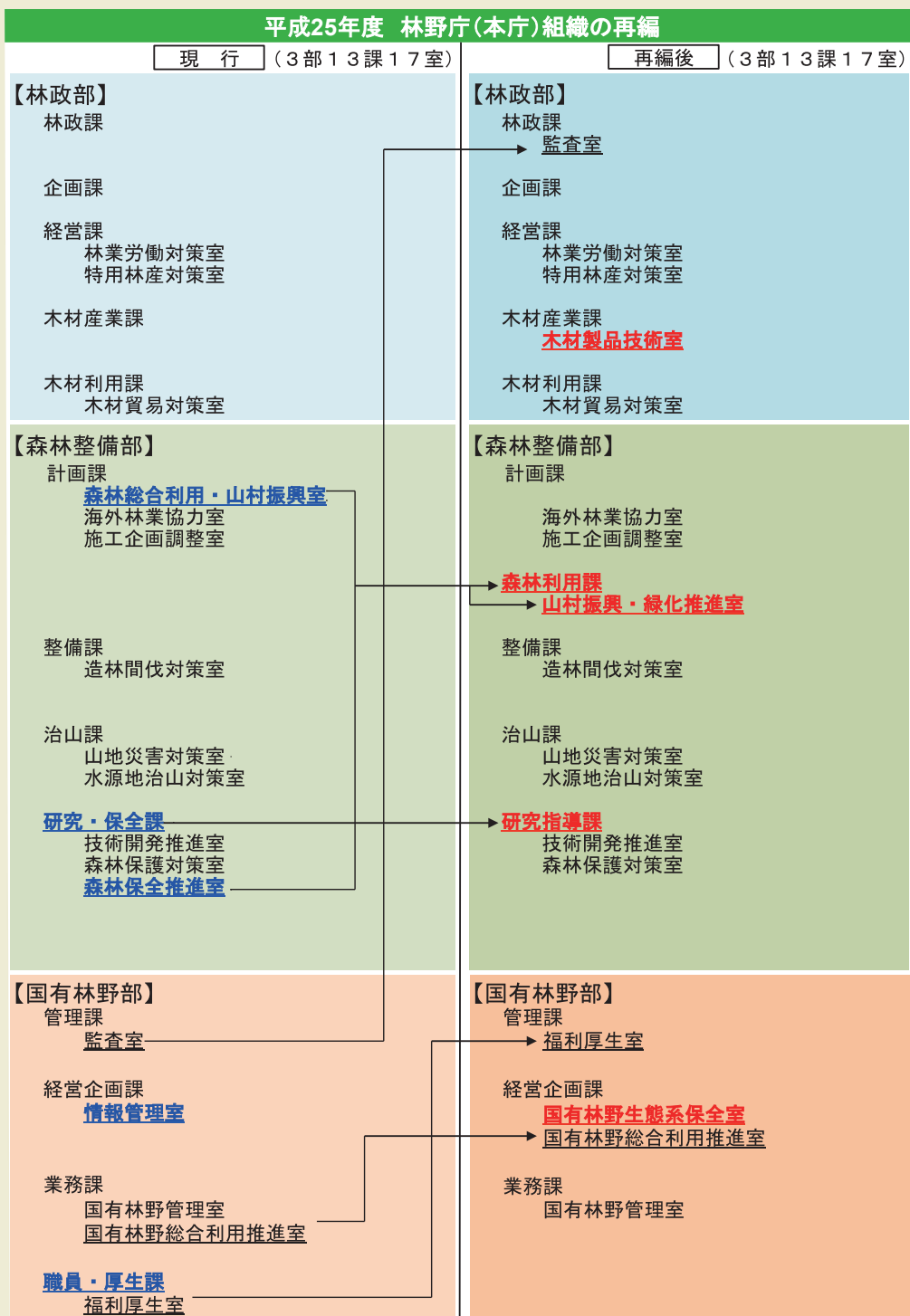
平成25年度から国有林野事業を一般会計化することにあわせ、森林の多面的機能の発揮や国産木材の利用促進など、我が国の森林・林業行政において、重点的に取り組むべき政策課題に係る体制を強化するとともに、国有林職員の技術力を森林・林業の再生や山村振興にも活かすため、新しい林野庁組織の整備を図ることとしました。

## 1. 本庁組織

### ① 森林利用課の設置

本格的な利用期に入る森林資源の総合的な利用施策やそれらを通じた森林・林業を支える山村地域の振興施策の推進体制を強化するため、森林利用課を設置しました。

また、国民の理解と参加・交流を促進し、地域資源の活用等による山村振興と国土緑化に係る施策を総合的に推進する山村振興・緑化推進室を同課に



設置しました。

## (2) 研究指導課の設置(改組)

森林・林業分野の技術開発や技術の普及を担う技術者育成に係る施策の推進体制を強化するため、研究・保全課を研究指導課に改組しました。

## (3) 職員・厚生課の廃止

国有林野事業の一般会計化に伴い職員・厚生課を廃止し、引き続き林野庁で担うべき内部管理業務については、林政課及び管理課にそれぞれ引き継ぐこととしました。

## (4) 新たな室の設置

### ① 木材製品技術室

伐採木材製品(HWP)の炭素吸収量算定ルールが決定されたことを契機として、木材の更なる利用拡大に向け、木材製品に関する技術の開発・普及に係る施策の推進体制を強化するため、木材産業課に木材製品技術室を設置しました。

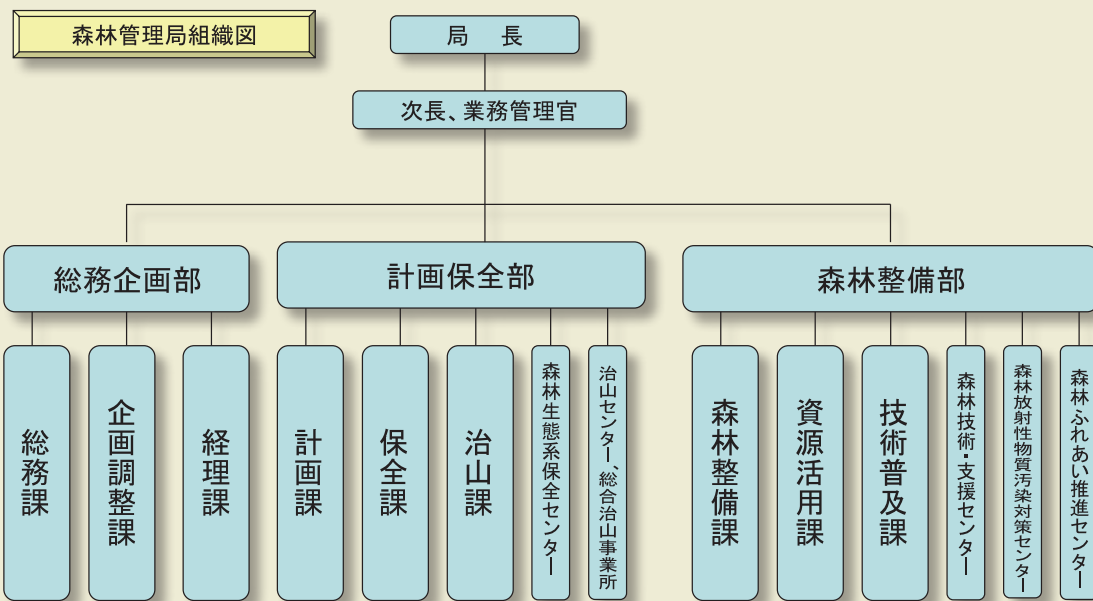
### ② 国有林野生態系保全室

国有林野事業の一般会計化の目的の一つである公益的機能のより一層の発揮に向け、国有林野における生態系保全に係る施策の推進体制を強化するため、経営企画課に国有林野生態系保全室を設置しました。

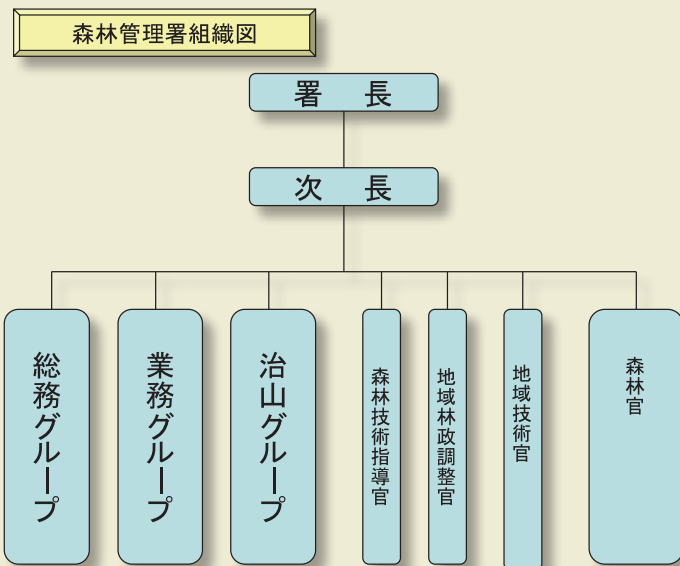
## 2. 地方組織

一般会計移行後も、国有林野を適切に管理経営するという国有林野事業の基本的使命は変わらないことから、7

森林管理局・98森林管理署・14支署・8森林管理事務所という基本的な組織を引き続き設置しました。その上で、今後の国有林の役割である森林・林業の再生への貢献と公益重



\* 1 北海道局においては、総務企画部及び森林整備部の課の構成が異なる(総務企画部は総務課、企画課、業務調整課、経理課。森林整備部は森林整備第1課・第2課、資源活用第1課・第2課、技術普及課)。  
 \* 2 センター等については、各森林管理局に設置されているものを一括して記載しており、局ごとに設置されているセンターに違いがある。



\* 1 地域林政調整官は代表署にのみ設置。  
 \* 2 治山グループについては、設置されていない署もある。  
 \* 3 森林官には地域統括森林官、首席森林官、森林官がある。

視の一層の推進の観点から、局の部を総務企画部・計画保全部・森林整備部に再編するとともに、国有林施策との連携を一層図っていくため、森林管理局・署に、都道府県等との調整や市町村行政に対する技術的支援等を担うポスト(企画官、地域林政調整官等)を新たに設置しました。また、国有林と連携した施策の推進に関し中心的な役割を担う森林管理署として41の代表署を指定しました。なお、署については、現行の課・係制に変えて、グループ制を導入しました。